仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金交付要綱

（平成１８年３月３１日環境局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、みちのく環境管理規格（以下「環境管理規格」という。）の普及を図り、もって環境に負荷の少ない社会経済システムの構築を推進するため、事業者に対し、環境管理規格の認証取得に要する経費の一部につき、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和５５年仙台市規則第３０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　補助事業者　第１０条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者

二　補助事業　第１０条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業

三　事業所等　認証を取得しようとする事業所、工場、店舗等

四　認証登録機関　みちのく環境管理規格認証機構が指名する認証登録機関

五　認証登録等業務　事業所等における環境管理規格の構築支援業務、審査業務及び認証登録業務

（補助金の交付対象者）

第３条　この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

一　事業所等が市内に所在すること

二　事業所等の役員及び従業員の数が１００人未満であること

三　認証登録機関と認証登録等業務に係る契約を締結していること

四　市税を滞納していないこと

五　暴力団等と関係を有していないこと

六　従前に本要綱に基づく補助金の交付を受けた者でないこと

（市税の滞納がないことの確認等）

第４条　前条第４号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前３０日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（市税の取扱い）

第５条　第３条第４号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第２２条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

（補助対象事業）

第６条　この補助金の交付の対象となる事業は、事業所等において環境管理規格の認証を取得する事業とする。

（補助対象経費）

第７条　補助対象経費は、認証登録機関との契約に基づく認証登録等業務に係る経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助の対象外とする。

一　認証登録機関が認証登録等業務を行うために必要となる交通費、宿泊費その他の付随的経費

二　認証登録機関が行う追加的構築支援業務に係る経費

（補助金の額）

第８条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１に相当する金額とする。ただし、一事業者に対する補助金の額の上限は、２０万円とする。

（交付の申請）

第９条　規則第３条第１項の規定による交付の申請は、仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金交付申請書（様式第１号）に次の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の４月１日から１月３１日までの間に市長に提出して行うものとする。ただし、第４条の規定により市税の納付状況の確認に同意する場合は、第７号の書類の添付は不要とする。

一　仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金補助対象事業計画書（様式第２号）

二　第３条第３号の契約の締結を証する書類の写し

三　団体規約、規則、定款、約款、会則

四　登記事項証明書

五　事業所等における役員及び従業員の名簿

六　決算書、営業報告書、貸借対照表等

七　市税の滞納がないことの証明書
八　その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する交付の申請は、第６条に規定する補助対象事業の着手後も行うことができるものとする。

（交付の決定等）
第１０条　市長は、前条第１項の申請が到達してから１４日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第６条の規定による決定の通知は、仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金交付決定書（様式第３号）又は仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金不交付決定書（様式第４号）により行うものとする。

（交付の条件）
第１１条　規則第５条第１項第１号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更（当初の事業の目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。
２　規則第５条第１項第１号の規定による変更の申請は、仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金変更承認申請書（様式第５号）により行うものとする。
３　規則第５条第１項第２号の規定による中止又は廃止の申請は、仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第６号）により行うものとする。
４　前２項の申請に対する承認は、仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第７号）により行うものとする。この場合において、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
５　前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。
６　規則第５条第２項の規定による交付の条件は、補助金の交付を受けようとする日の所属する年度の前年度３月１日から、補助金の交付を受けようとする日の所属する年度の２月末日までの期間に、環境管理規格の認証を取得することとする。

（申請の取下げ）
第１２条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知のあった日から１４日以内に仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金交付申請取下書（様式第８号）により行うものとする。

（実績報告）

第１３条　規則第１２条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金事業実績報告書（様式第９号）に次の書類を添えて、事業完了の日から６０日を経過した日、又は補助事業を実施する年度の３月１０日のいずれか早い日までに行わなければならない。

一　認証登録機関が発行した認証登録証の写し

二　補助対象経費に係る認証登録機関からの請求書の写し

三　補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し

（補助金の額の確定）

第１４条　市長は、前条の実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第１３条の規定による通知を行うものとする。この場合において、当該通知は仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金確定通知書（様式第１０号）により行うものとする。

（是正のための措置）

第１５条　市長は、第１３条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第１６条　市長は、第１４条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

２　補助事業者は、第１４条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合においては、仙台市みちのく環境管理規格認証登録推進補助金交付請求書（様式第１１号）を１４日以内に市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第１７条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

一　虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

二　補助金を他の用途に使用したとき
三　その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
２　前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）
第１８条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（立入検査等）
第１９条　市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員に事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
２　市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（書類の整備等）
第２０条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（委任）
第２１条　この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が別に定める。

附　　則
この要綱は、平成１８年４月１日から実施する。

附　　則（平成１９年４月１日改正）
この改正は、平成１９年４月１日から実施する。

附　　則（平成２０年４月１日改正）
この改正は、平成２０年４月１日から実施する。

附　　則（平成２４年３月３０日改正）

この改正は、平成２４年４月１日から実施する。

附　　則（平成３１年３月４日改正）

この改正は、平成３１年４月１日から実施する。

附　　則（令和４年３月２４日改正）

この改正は、令和４年４月１日から実施する。

附　　則（令和７年３月２４日改正）

この改正は、令和７年４月１日から実施する。